



光多 長温

都市化研究公室理事長

官と民間とが協働して公共的事業を行う際には、民間企業本体と区分するために特定目的会社

(Special Purpose Company)を作って事業を推進していくことが一般的である。この特定目的会社は、名前の通り、複数又は単体の企業が、何らかの特定された目的のために作られるものであり、土地の証券化やプロジェクト・ファイナンスの受け皿、不良債権処理等に幅広く使われている。PFI(Public Private Initiative)方式を導入した際には、イギリスで用いられていたSPCの概念を導入した

が、基本的な法制度が相違しており、イギリスとはかなり異なったものとなっている。イギリスに

おいては、官民連携事業を行うという特定の目的を可能な限り効率的、効果的に遂行するために、SPCの出資比率を事業

段階毎に変更したり、株式上場したり事業継続のための事業介入(Steering Right)

公共的事業における事業主体

も可能であるが、わが国の場合は事業期間中の出資者の変更が新たな入札を必要とするとの会計法等の考え方から中々難しい。

わが国における官民連携の事業主体として長い歴史を持つものは第三セクターである。これは、戦前から、国策会社や一部地方で行われてきたものであるが、正式に第三セクターとして認知され

たのは、1973年の経済社会発展計画において「公的主体がその経営に参画する公私共同企業、いわゆる第三セクターの活用を図る」とされたことからである。その後、特に、地方の地域開発事業に数多く適用され、1

980年代の民間活力活用時代においては、地方都市のみならず大都市においても数多く設立された。しかし、杜撰な経営のものが多く、破綻するものが続出した。1990年代はこれの処理に追われ、特に、夕張市破綻以来、第三セクターは隠れたる財政赤字とも言われ日陰の存在になっているのが現状である。

この第三セクターのル

ーツはフランスであり、更なるルーツはドイツ(プロシヤ)である。十九世紀にドイツで始められ、その後フランスに移り、フランスでSEM(Social Economic Mixture 混合経済会社)として幅広く用いられた。

フランスにおいて、このSEM方式は国民性に合っていたのであろうか(英米のアントグロサクソンにはこのような曖昧な

事業主体の考え方は極めて少ない)、公営住宅、再開発、観光事業等数多くの公共的事業を行ってきた。いわゆるSEM法もあり、SEMは、公共団体及び公共的団体が50%以上80%以下の出資を行うものと明確に定義されている。

つていくSPC方式が主となり、この十年余りや劣後に置かれてきた。しかし、PPP事業におけるSPC方式がさまざまな問題を引き起こしていることから、改めて官民混合会社方式に光が当てられて来つつある。

官民混合会社がPPP事業の受け皿となることについて、競争を阻害するものではないとしてEUがこれを認めたことから、この官民出資型PPP

このフランスのSEMもイギリス発祥のPPP事業においては、官と民間とが契約により事業を行

するための「契約型EPL(英語では、Local Public Enterprise)法」が成立し、具体的な事業が進められている。

従来、官と民間との契約で事業を進めるとの考え方が強く、公共部門の物的及び知的資産の一層の活用のためのWMI(Whider Market Initiatives)等限定された場面でしか官民連携会社方式を採用しなかったイギリスにおいても、この方式を使い始めている。

これらヨーロッパにおける官民出資方式は、PPP方式の反省から生まれてきているものであるが、大きな特徴は、出資者公募段階での競争条件の導入である。第三セク

ターでは長かつ濃密な経験を有するわが国でこれを適用する場合には、旧来の第三セクター方式に引きずられない新たな第三セクター方式のスキームを考える必要がある。